平成２８年（フ）第１６２号
千葉県松戸市古ケ崎３丁目3358番地
債務者　薄井　　聡
1　決定年月日時　平成28年５月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月21日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２８年（フ）第１９７号
千葉県松戸市西馬橋蔵元町70番地の２　穂高第５ブラザーズ西馬橋302号
債務者　藤平　友美
1　決定年月日時　平成28年５月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月21日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２８年（フ）第１８号
佐賀県唐津市二タ子３丁目９番10号　双光園210号
債務者　佐久間真由美
1　決定年月日時　平成28年５月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月21日まで
佐賀地方裁判所唐津支部

平成２８年（フ）第２７０号
神戸市東灘区本山中町４丁目２番20―310号、従前の住所神戸市東灘区本山北町５丁目13番28号
債務者　前川　洋介
1　決定年月日時　平成28年５月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月22日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第３２６号
神戸市灘区岩屋北町５丁目１番７号ＫＳハイムＢ―202、従前の住所神戸市灘区六甲町１丁目１番10号
債務者　松本　展幸
1　決定年月日時　平成28年５月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月22日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第３２８号
神戸市灘区桜口町３丁目３番29号サンパレス六甲302号
債務者　山元　輝也
1　決定年月日時　平成28年５月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月22日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第６７号
千葉県成田市玉造３丁目８番地２（スカイゲートナリタ519）
債務者　涌井　建典
1　決定年月日時　平成28年５月16日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月25日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２８年（フ）第１００号
千葉県印西市松崎1830番地１
債務者　鈴木　千春
1　決定年月日時　平成28年５月16日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月25日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２８年（フ）第１６３号
神奈川県厚木市三田南２丁目10番13号　コーポ綾乃101、前住所神奈川県厚木市三田96番地15
債務者　高田　広志
1　決定年月日時　平成28年５月19日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月28日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２８年（フ）第２１２号
神奈川県秦野市戸川441番地の４
債務者　小山　満子
1　決定年月日時　平成28年５月19日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月28日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２８年（フ）第２７号
山口市宮野下95番地１　平岡アパート101
債務者　平岡　君江
1　決定年月日時　平成28年５月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月26日まで
山口地方裁判所民事部破産係

平成２８年（フ）第３５号
山口市大内矢田北４丁目11番17号
債務者　石神　志朗
1　決定年月日時　平成28年５月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月26日まで
山口地方裁判所民事部破産係

平成２８年（フ）第５２号
北海道登別市カルルス町27番地ホテル岩井寮、住民票上の住所北海道室蘭市高砂町２丁目４番10号
債務者　香川　里子
1　決定年月日時　平成28年５月20日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月15日まで
札幌地方裁判所室蘭支部破産係

平成２８年（フ）第１０４号
盛岡市みたけ４丁目18番12―306号、旧住所盛岡市月が丘３丁目14番３―106号
債務者　近藤　武知
1　決定年月日時　平成28年５月20日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月15日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２８年（フ）第１１１号
盛岡市東安庭１丁目22番16号　アシロハイツ101号
債務者　吉田　泰葉
1　決定年月日時　平成28年５月20日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月15日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２８年（フ）第１号
石川県羽咋郡志賀町町31の32番地１、従前の住所石川県羽咋郡志賀町町31の32番地３
債務者　伊野由紀子
1　決定年月日時　平成28年５月20日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月15日まで
金沢地方裁判所七尾支部